

単身で所得割のかからない **国民健康保険税のお知らせ**

# 65歳以上の約94.4%の方は減額又は増加幅が抑えられます

**33.5%増額は世帯全体の約5.6%**

平成30年度から、国保運営が市町村単独から都道府県単位となるため、国保制度が改定されます。今回の改定に当たっては、高齢者に偏っている資産割(固定資産税に対する税額)を廃止し、全体として公平性を持てるような所得割・平等割・均等割の3方式に賦課方式を改定しました。その結果、今まで資産割が課税されていたにもかかわらず65歳以上の単身世帯(約5.6%)については、33.5%の増額傾向となります。5%の増額傾向となりますが、前年度に資産割が賦課されていた世帯については、固定資産税額に応じて減額又は増加幅が抑えられます。なお、65歳以上の単身世帯で年金収入150万円以下のケースで、世帯全体で見ると、1世帯平均約千円の減額が見込まれます。

広報  
えんがる

瓦版  
かわらばん

国保特集号

2018年(平成30年)

7月7日(土)

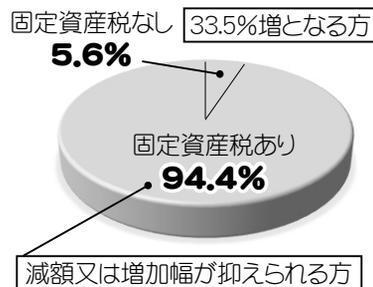
発行：遠軽町役場  
総務部企画課

電話 42-4818  
FAX 42-3688

世帯全体で見ると・・・

- ★ 65歳以上・単身・年金収入150万円以下世帯の平成29年度と平成30年度の比較
    - ・平成30年度(1世帯平均20,700円)
    - ・平成29年度(1世帯平均21,700円)
- ⇒資産割の廃止により平均1,000円の減額が見込まれます

単身で所得割のかからない65歳以上世帯の国保税額の増減割合



多くの高齢者にとって有利です

単身で所得割のかからない65歳以上の世帯のほとんどが土地、建物を持っているため、今回の改定は多くの高齢者にとって負担が減る結果となります。

※ケース①のように、前年度まで固定資産税額を持っていない世帯については年税額5,200円(月額約430円)増額となりますが、ケース②のように、14,000円の固定資産税がある世帯については年税額1,800円の減額となります。②で挙げたように、前年と比べ収入や世帯の被保険者数に変動がなく、固定資産税額がある場合には、固定資産税額に応じて減額又は増加幅が抑えられます。

道内ではどのくらい?

40歳から64歳までの1人のみ給与収入300万円のサラリーマン夫婦世帯のモデルケースでは177保険者中39番目に低い年税額となっています。

※ケース③のように前年度まで固定資産税額を持っていない世帯については年税額45,400円(月額約3,780円)増額となりますが、ケース④のように、3万円固定資産税がある世帯については年額28,600円(月額約2,380円)の増額となり、固定資産税額に応じて増加幅が変動することになります。

モデル世帯での年間保険税

ケース①：65歳以上単身世帯(固定資産なし)

世帯	年金収入	区分	年税額
主：67歳	150万円	H30改定	20,700円
		H29賦課	15,500円
固定資産税なし	増減額	5,200円 (対前年33.5%増)	

平等割・均等割7割軽減 ※100円未満切捨て

ケース②：65歳以上単身世帯(固定資産あり)

世帯	年金収入	区分	年税額
主：67歳	150万円	H30改定	20,700円
		H29賦課	22,500円
固定資産税14,000円	増減額	△1,800円 (対前年8%減)	

平等割・均等割7割軽減 ※100円未満切捨て

ケース③：40歳以上64歳以下世帯(固定資産なし)

世帯	給与収入	区分	年税額
主：50歳 妻：48歳	300万円 なし	H30改定	274,100円
		H29賦課	228,700円
固定資産税なし	増減額	45,400円 (対前年19.8%増)	

※100円未満切捨て

ケース④：40歳以上64歳以下世帯(固定資産あり)

世帯	給与収入	区分	年税額
主：50歳 妻：48歳	300万円 なし	H30改定	274,100円
		H29賦課	245,500円
固定資産税30,000円	増減額	28,600円 (対前年11.6%増)	

※100円未満切捨て

国民健康保険に関する問合せ先

【制度全般に関すること】 住民生活課保険医療年金担当 ☎ 42-4812 (課直通)

【国保税に関すること】 税務課町民税担当 ☎ 42-4814 (課直通)